

有限会社

新会社法施行日以降
(平成18年5月1日施行)

「有限会社」の設立不可

会社法

整備法

会社法の施行に伴う
関係法律の整備等に
関する法律

株式会社

特例有限会社

(非公開&取締役会非設置型株式会社)

整備法による特則

組織形態	会社法上の株式会社(整備法2-1)
定款・社員・持分・出資1口	株式会社の定款, 株主, 株式, 1株(整備法2-2)
発行可能株式総数	資本総額÷出資1口の金額(整備法2-3)
商号	有限会社のまま(整備法3-1)
定款 { 目的, 商号, 本店所在地 資本総額, 出資1口の本額, 社員の氏名・住所, 各社員の 出資の口数	(整備法5) そのまま株式会社の定款に定めるものとみなす 記載がないものとみなす
会社が公告を為す方法	一般は官報掲載によるものとみなす(整備法42-7)
社員名簿	株主名簿とみなす(整備法8-1)
持分の譲渡	株式の譲渡による取得は当該特例有限会社の承認を要する旨, 当該特例有限会社の株主が譲渡により取得する場合は承認をしたものとみなす旨, の定めがあるものとみなす(整備法9-1)
議決権の数または行使する事項, 利益配当, 残余財産の分配についての特段の定め	同様の定めがある種類株式とみなす(整備法10)
総会の決議方法 { 普通決議 { 定足数 決議要件 特別決議 { 定足数 決議要件	(整備法14-3) 議決権を行使できる株主の過半数 出席株主の過半数の賛成 総株主の半数以上(定款で上回る割合制定可) 出席株主の4分の3以上の賛成
監査役を設置・監査の範囲	定款で定めた場合に限り監査役(会計監査限定~整備法24)を置くことができる(整備法17-1)
役員任期	無期限(整備法18)
計算書類の公告, 支店への設置	義務なし(整備法28)
総会招集請求権, 会計帳簿閲覧請求権等少数株主権	総株主の議決権の10分の1以上必要(整備法14-1, 23, 26, 39)

整備法に特則がない場合には会社法の「非公開かつ取締役会非設置型」の規定による。

整備法のみなし規定による登記簿の変更点は、登記官が職権で変更する(整備法42・136,なお特則として43)。

(注) みなし規定が働かない登記事項(定款に、議決権の数または議決権を行使することができる事項、利益配当、残余財産の分配、に関する別段の定めのある記載がある場合)については、会社法・整備法施行日から6か月以内に(6か月以内に別の登記をするときはその登記と同時に)、登記申請手続きをする必要がある。

特例有限会社が通常の株式会社になるためには「商号変更による通常の株式会社への移行」手続きが必要である(整備法45・46)

通常の株式会社と特例有限会社の比較

	通常の株式会社		特例有限会社
株主総会の特別決議要件 定足数 決議要件	議決権を行使できる株主の過半数(但し、3分の1以上の割合を定めた場合はその割合) 出席株主の議決権の3分の2(但し、これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合)以上の賛成		総株主の半数以上(但し、これを上回る割合を定めた場合はその割合) 出席株主の議決権の4分の3以上の賛成
機関構成	公開会社	非公開会社	
取締役の任期	最長2年	最長10年	無期限
監査役任期	4年	最長10年	無期限
会計参与の設置	任意	任意	不可
計算公告	必要		不要
休眠会社のみなし解散	有り		無し

有限会社と特例有限会社の比較

	有限会社	特例有限会社
出資者の数	1人~50人	1人以上
最低資本金	300万円	1円(設立時)
社債の発行	不可	可
種類持分・株式の発行	不可	可(制限あり)
計算公告	必要	不要